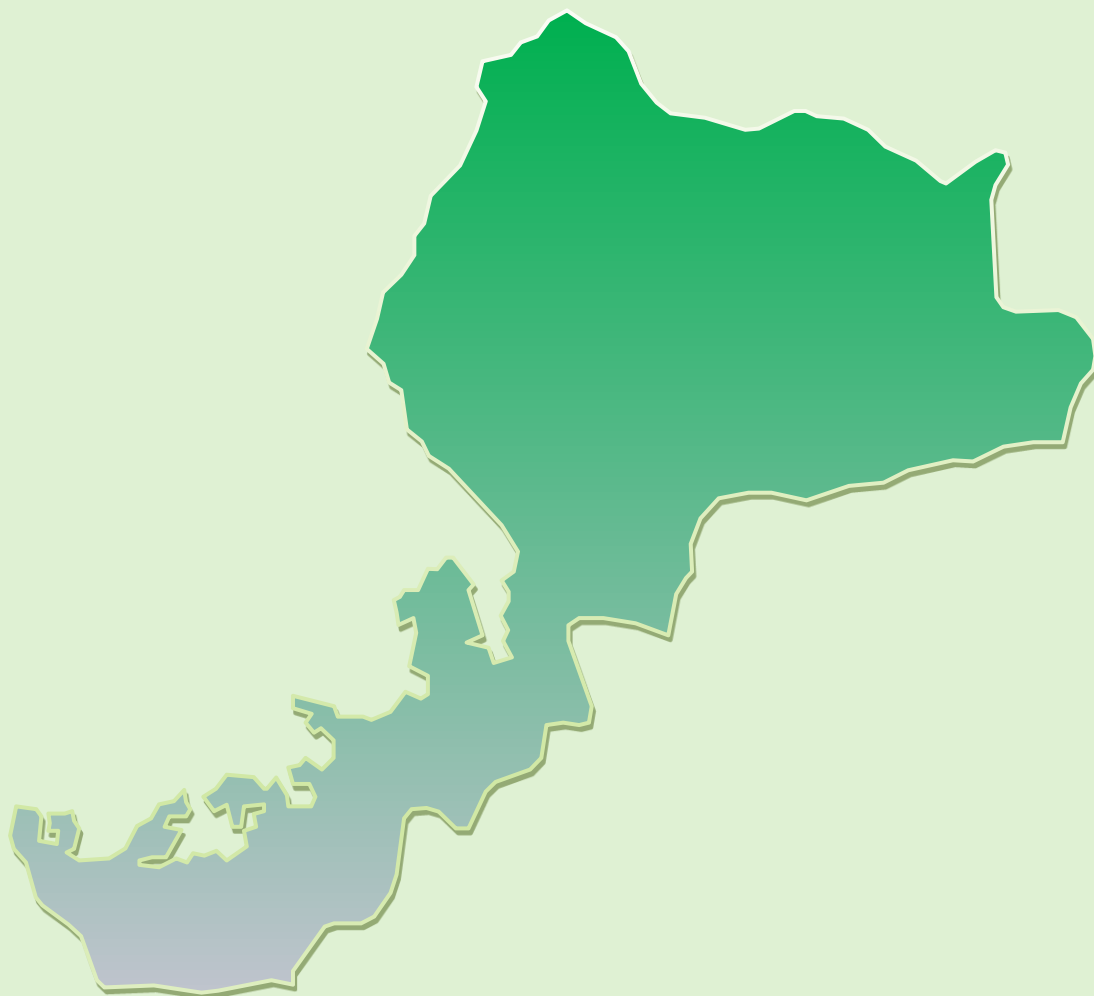


安全・安心ふくいプログラム

2023—2024



福 井 県
福井県公安委員会
福 井 県 警 察



目次

I	はじめに	1
II	目的、期間、基本目標	2
III	取組項目	
第1	子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります	3
1	子どもを犯罪から守る対策の推進	
2	女性を犯罪から守る対策の推進	
3	高齢者を犯罪等から守る対策の推進	
第2	犯罪の起きにくい社会をつくります	6
1	県民と協働した地域の防犯力向上	
2	犯罪防止に配慮した環境の整備	
3	犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進	
4	非行少年を生まない社会づくり	
第3	犯罪の取締りを強化します	9
1	重要犯罪等の取締り	
2	暴力団犯罪などの組織犯罪対策の推進	
3	来日外国人犯罪対策の推進	
4	生活経済事犯等の取締り	
第4	交通事故から県民を守ります	11
1	運転者の交通安全意識を高める取組の推進	
2	飲酒運転の根絶等悪質・危険運転者対策の推進	
3	高齢運転者の交通事故防止対策の推進	
4	自転車の安全利用に向けた取組の推進	
5	歩行者の交通安全意識を高める取組の推進	
6	通学路・生活道路等における安全な道路環境の整備	
第5	テロ、大規模災害等から県民を守ります	17
1	テロ等未然防止対策の推進	
2	大規模災害対策の推進	

第6	サイバー犯罪から県民を守ります	18
1	サイバー空間の安全安心の確保に向けた取組の推進	
2	サイバー攻撃対策の推進	
3	サイバー犯罪の取締り	
第7	治安基盤を強化します	20
1	初動警察活動、現場執行力の強化	
2	捜査環境の変化への的確な対応	
3	警察安全相談への対応の充実	
4	犯罪被害者支援の充実	
5	警察施設・装備の充実整備	
6	D Xによる業務効率化・高度化の推進	
IV	北陸新幹線福井・敦賀開業等を見据えた取組	23
V	統計資料（令和4年）	25

I はじめに

県、県公安委員会および県警察では、平成 15 年以降、総合的な治安対策プログラムを共同で策定し、県民の皆様が安全で安心して暮らせる福井の実現に向けて取り組んでいます。

令和 3 年 4 月から約 2 年間は、「安全・安心ふくいプログラム 2021 - 2022」に基づき、

- ・ 県民の身近で発生する犯罪を防止する
- ・ 刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率 100 パーセントを目指す
- ・ 交通事故死者数 25 人以下を目指す

などの基本目標を掲げ、各種施策・事業に取り組みました。期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小を余儀なくされた施策等もありましたが、各機関において、感染防止に配慮しながら創意工夫を凝らした対策を講じ、治安水準の維持に努めました。

この結果、刑法犯認知件数は、令和 2 年の 2,764 件から令和 3 年 2,714 件、令和 4 年 2,664 件と戦後最少を更新しました。また、刑法犯の検挙率は、令和 3 年 78.1 パーセント、令和 4 年 67.5 パーセントと高水準を維持するとともに、重要犯罪の検挙率は、令和 3 年及び令和 4 年とも 100 パーセントを超え、目標を達成したほか、交通事故死者数は令和 3 年 26 人（記録の残る昭和 23 年以降で過去最少）、令和 4 年 27 人となるなど、県内の治安は良好に推移しています。

一方で、依然として子ども・女性の安全を脅かす事案や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たず、サイバー犯罪関連の相談受理件数は増加しているほか、高齢運転者による交通死亡事故の割合が高い状況にあります。

さらに、暴力団の壊滅に向けた取組、官民一体となったテロ対策や大規模災害等緊急事態対策など、引き続き、対処しなければならない課題も多くあります。

特に、当県では、北陸新幹線福井・敦賀間の開業や中部縦貫自動車道の延長に伴って交流人口や物流が増加する見込みであり、このような環境の変化が、県内の治安情勢に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、これらの課題や今後脅威となり得る情勢の変化に適応し、県民が安全で安心して暮らせる福井を実現するため、「安全・安心ふくいプログラム 2023 - 2024」を策定し、2 か年を目途として取り組むこととしました。

令和 5 年 4 月

福 井 県
福井県公安委員会
福 井 県 警 察

Ⅱ 目的、期間、基本目標

第1 目的

安全で安心な福井の実現

第2 期間

2023年度～2024年度の2年間

第3 基本目標

- 1 声掛け事案、ストーカー・DV事案、特殊詐欺等の被害の未然防止対策を強化し、子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります。
- 2 地域みんなで力を合わせて犯罪の起きにくい社会づくりを推進し、県民の身近で発生する犯罪を防止します。
- 3 犯罪の取締りを強化し、刑法犯の検挙率向上、重要犯罪の検挙率100パーセントを目指します。
- 4 交通事故分析に基づく交通安全対策を充実強化して、交通事故死者数20人以下の実現を図り、人口当たり交通事故死者数ワースト圏から脱却し、全国水準を目指します。
- 5 原子力施設に対する警戒警備や災害警備の態勢を強化し、テロ、大規模災害等から県民を守ります。
- 6 サイバー空間の安全安心の確保に向けた各種施策の推進や取締りを強化し、サイバー犯罪から県民を守ります。
- 7 社会の変化に的確に対応し、現場執行力の強化や施設・装備の充実を図り、治安基盤を強化します。

TOPIC

北陸新幹線福井・敦賀開業等に伴う交流人口や物流の増加等の環境の変化に的確に対応します。

Ⅲ 取組項目

第1 子ども、女性、高齢者を犯罪から守ります

1 子どもを犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) 児童虐待事案から児童の安全を確保するため、児童相談所と24時間体制で情報共有するなど、関係機関と連携した対応を徹底します。
- (2) 登下校時間帯における子どもの安全対策のため、通学路の重点的な警戒・パトロールや不審者情報等の共有・提供、見守り活動の拡大などを推進します。
- (3) 子どもの危険回避能力を向上させるため、防犯教室や不審者対応訓練を実施します。
- (4) 声掛け、つきまとい等の前兆事案による被害の未然防止・拡大防止のため、行為者に対し、先制・予防的に検挙や指導・警告を行います。
- (5) SNSに起因した犯罪等の加害者、被害者にさせないため、防犯教室の開催やSNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起等を実施します。
- (6) 児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯を取り締まるほか、宿泊施設等の被害発生施設の管理者に対する注意喚起を実施します。

【県】

- (1) 子ども重点見守りデーなどにおいて通学路の危険箇所を点検し安全マップに反映するなど、地域ぐるみの子どもの見守り活動を推進します。
- (2) 「夕方見守り運動協力店・事業所」を拡大し、声掛け事案の多い夕方の時間帯の見守りを促進します。
- (3) ドライブレコーダー搭載車によるドラレコ見守り協力者を拡げていきます。
- (4) 見守り活動者のための研修会を開催し、登下校時の見守り活動の維持・活性化を図ります。
- (5) 児童相談所・一時保護所の再整備により、利用者のプライバシー保護に配慮した相談室の配置や一時保護所における個室数の増加など、安全で安心して利用できる環境作りを推進します。
- (6) 児童虐待については、通告受理後24時間以内に安全確認をするとともに、関係機関と連携して子どもの安全を最優先に対応します。
- (7) スマホを子どもに持たせる保護者に対して、フィルタリングの役割等を周知し、青少年をインターネット被害から防ぎます。
- (8) 家庭でのスマートフォン等の活用方法や使い方のルール作りなどの必要性を学ぶ機会をつくり、安全なインターネット利用を促します。
- (9) 保護者・青少年に対しインターネット上にある有害情報や大麻等の違法薬物等に関する注意喚起を行うなど、青少年を有害環境から守る対策を推進します。



登下校時の警戒



幼児に対する防犯教室



不審者対応訓練

2 女性を犯罪から守る対策の推進

【警察】

- (1) ストーカー、DV事案等の被害者の安全を確保するため、行為者の検挙、禁止命令等の行政措置、被害者の保護対策及び加害者の状況確認を徹底します。
- (2) ストーカー行為者の更生のため、医師や臨床心理士等と連携し、治療に関する助言を行うなど、更生に向けた支援を行います。
- (3) 女性の防犯力向上のため、レディースガードリーダー（女性相談員）と連携した企業・団体等における防犯講座やSNSを活用した情報提供等を実施します。
- (4) レディースパートナー（女性警察職員）の拡充など、女性相談者の立場に立った適切な対応を推進します。
- (5) 声掛け、つきまとい等の前兆事案による被害の未然防止・拡大防止のため、行為者に対し、先制・予防的に検挙や指導・警告を行います。（再掲）
- (6) 強制わいせつ、リベンジポルノ事犯や盗撮など、女性を対象とした卑劣な犯罪を徹底して取り締まります。

【県】

- (1) 声かけや盗撮・痴漢に対する注意点、相談窓口等の必要な情報について、商業施設等において、またはSNS等を活用して広く県民に発信します。
- (2) 声掛け事案発生場所における地域防犯団体による安全点検の実施や、SNSを活用した不審者情報の発信など、女性が被害に遭わないための環境を整備します。
- (3) DV事案に対しては、24時間365日相談可能であることを周知するとともに、配偶者等からの暴力の相談に即座に対応します。
- (4) 性暴力事案に対しては、性暴力救済センターふくい「ひなぎく」での24時間365日の相談体制に加え、専任職員配置や相談電話の通話料無料化など、被害者が相談しやすい環境を整備します。



レディースガードリーダー
講習会



レディースガードリーダーへの情報提供
（LGL通信）



ストーカー被害対策用
リーフレット

3 高齢者を犯罪等から守る対策の推進

【警察】

- (1) 高齢者の被害防止意識を高揚させるため、巡回連絡や出前講座等を通じた直接的な防犯指導を推進するとともに、関係機関・団体との連携による広報啓発活動やコールセンターを設置しての注意喚起等を推進します。
- (2) 不審電話を確認した場合などには、被害を防止するため、兆しを捉えての防犯情報をタイムリーに発信します。
- (3) 特殊詐欺の被害を水際で阻止するため、金融機関やコンビニエンスストア、宅配事業者等と連携し、利用者等への声掛けや注意喚起等を促進します。
- (4) 特殊詐欺の犯人からの電話を直接受けることを防止するため、留守番電話機能の活用や防犯機能付き電話機等の普及を促進します。
- (5) 「だまされた振り作戦」や他の都道府県警察との連携による特殊詐欺犯行グループ壊滅に向けた取締りを行います。
- (6) 携帯電話や預貯金口座の不正取得等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締りと、犯行に利用された携帯電話の利用停止や預貯金口座の凍結など、犯行ツールの無力化対策を推進します。
- (7) 関係機関・団体や地域住民等と連携した行方不明者や高齢者虐待事案の早期発見・保護活動を推進します。

【県】

- (1) 日常的に地域で高齢者と接する機会の多い民生委員やケアマネジャー、訪問介護員等に、見守りのポイントについての研修を実施するなど高齢者の特殊詐欺や消費者トラブル防止の見守り支援を推進します。
- (2) 高齢者対象の出前講座開催や免許センターの高齢者講習を利用した啓発のほか、スーパーや薬局と連携した注意喚起を行い、悪質商法や特殊詐欺などのトラブルの未然防止に努めます。
- (3) 市町の高齢者SOSネットワーク情報を活用し、ひとり歩きによる行方不明者を早期発見するなど、高齢者が安心して生活できる地域づくりを推進します。



コンビニエンスストアにおける声掛け訓練



特殊詐欺の被害防止に関する出前講座



特殊詐欺被疑者に対する職務質問訓練

第2 犯罪の起きにくい社会をつくります

1 県民と協働した地域の防犯力向上

【警察】

- (1) 連続発生や増加が予想される犯罪や不審者、声掛け事案等について発生状況や対処方法等に関する情報をタイムリーに発信します。
- (2) 合同パトロールの実施や犯罪に関する情報提供、装備の貸出により、防犯隊やふくいマイタウン・パトロール隊（注1）等による自主防犯活動を支援します。
- (3) 企業等が自主的に行う地域に密着した防犯活動である「防犯CSR活動」（注2）を支援します。
- (4) 警察音楽隊や県警察のシンボルマスコット「リュウピー君」等を活用した防犯広報を推進します。
- (5) 防犯情報等の広域的発信、自主防犯に役立つ緊急発信機能や防犯活動への参画を促進する防犯活動の記録機能等を備えた「県警アプリ」を開発・運用し、県民の防犯力の向上を図ります。

注1：地域住民によって組織され、警察本部長の認定を受けた自主防犯団体

注2：Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

【県】

- (1) 防犯カメラや、通学路等の危険箇所が共有できる電子マップなどの防犯インフラの整備・支援をして、地域の自主防犯力を高めます。
- (2) 自宅の門灯や玄関灯などを一晩中点灯させておくことにより、夜間の犯罪を予防するタウンライトアップ運動を推進します。
- (3) 犯罪をした者等を対象とする総合窓口の設置支援など、再犯防止に関する施策を推進します。
- (4) 薬物乱用の違法性・危険性を周知する県内一斉街頭啓発活動を実施します。



県警アプリ開発・運用
(イメージ)



警察と防犯ボランティア団体による
合同パトロール出発式



被害防止啓発チラシの配布
(防犯CSR活動)

2 犯罪防止に配慮した環境の整備

【警察】

- (1) 公共施設や自治会、個人住宅等における防犯カメラの設置や運用に関する助言・指導を行います。
- (2) 防犯訓練の実施等により、公共施設の管理者や事業者等に対して防犯対策に関する助言・指導を行います。
- (3) 住宅や乗り物等の無施錠等被害を防止するため、防犯診断や広報啓発活動等を推進します。
- (4) ふくいマイタウン・パトロール隊等の自主防犯活動を行う団体の拡大を図ります。
- (5) 闇バイトなどの違法・有害な情報の排除等、適切なインターネットの利用を促進するため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進します。

3 犯罪情勢に即した「見える・見せる活動」の推進

【警察】

- (1) 犯罪手口別の多発地域・時間帯等に的を絞った制服警察官やパトカーによるパトロールと職務質問を強化します。特に、新たに設置した地域機動警察隊による治安情勢の変化に応じたパトロールを推進します。
- (2) 犯罪の未然防止と地域住民の安心感を醸成するため、光（赤色灯）と音（アナウンス広報）のパトロールを実施します。
- (3) 制服警察官の交番前での立番や主要交差点における駐留警戒を強化します。
- (4) 地域住民の意見・要望の把握と防犯広報のため、制服警察官の巡回連絡を強化します。
- (5) 街頭活動の活性化と各種事案への適切な対応を推進するため、隣接する交番・駐在所の連携や交番相談員を効果的に運用します。



パトロール活動



立番



交番相談員の配置・運用

4 非行少年を生まない社会づくり

【警察】

- (1) 少年の規範意識の向上のため、学校と連携した非行防止教室等を実施します。
- (2) SNSに起因した犯罪等の加害者、被害者にさせないため、防犯教室の開催やSNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起等を実施します。(再掲)
- (3) 少年非行を防止するため、ヤングテレホン(少年相談)、学校・警察連携制度、スクールサポーターを効果的に運用します。
- (4) 少年の再非行を防止するため、福井少年鑑別支所や大学生ボランティア等と連携し、体験型立ち直り支援活動等を推進します。
- (5) 少年を見守る社会気運を醸成するため、家庭・学校・地域へ情報発信や少年警察ボランティア等と連携した声掛け・あいさつ運動、街頭補導活動を推進します。
- (6) 学校の対応状況等を踏まえ、いじめ問題に適切に対応します。

【県】

- (1) 保護者・青少年に対し、インターネット上にある有害情報や大麻等の違法薬物等に関する注意喚起を行うなど、青少年を被害者にも加害者にもしない対策を推進します。
- (2) 少年を狙った消費者被害の防止に向けた中・高校生への実践的な授業を実施するとともに、保護者への啓発を実施します。



SNSを活用した
情報発信



オンラインによる非行防止教室



大学生ボランティアと連携
した立ち直り支援活動

第3 犯罪の取締りを強化します

1 重要犯罪等の取締り

【警察】

- (1) 初動捜査の強化により殺人・強盗等の重要犯罪を取り締まります。
- (2) 空き巣・車上ねらい等の県民が身近に不安を感じる窃盗犯罪を取り締まります。
- (3) 捜査支援システムの整備・活用や他の都道府県警察との連携により広域犯罪を取り締まります。



初動捜査活動(聞き込み)



現場鑑識活動



捜査支援システムの活用

2 暴力団犯罪などの組織犯罪対策の推進

【警察】

- (1) 暴力団等反社会的勢力の壊滅に向けた取締りを行います。
- (2) 暴力団事務所周辺における警戒を強化し、不法事案の発生を未然に防止します。
- (3) 暴力団を公共事業や民間取引から排除するなど、社会一体となった暴力団排除活動を推進します。
- (4) 覚醒剤や大麻など、薬物の需要の根絶と供給の遮断に向けた取締りと広報啓発を推進します。
- (5) 武器庫の摘発など、違法銃器の発見・排除に向けた取締りを行います。



足羽川ダム不当要求行為等対策連絡会



暴力追放広報活動



押収した乾燥大麻

3 来日外国人犯罪対策の推進

【警察】

- (1) 関係機関・団体と連携し、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透を防止します。
- (2) 来日外国人グループによる組織窃盗・詐欺や旅券、在留カード等の身分証明書の偽変造事犯を取り締まります。
- (3) 出入国在留管理庁と連携し、不法滞在者の取締りを推進します。
- (4) 高速交通網の整備に伴う訪日外国人等の増加を見据えた対応力の向上と各種施策の一層の推進を図ります。

4 生活経済事犯等の取締り

【警察】

- (1) 高額な物品を売りつける訪問販売や架空の投資話等で不法な利益を得る悪質商法、無登録・高金利で貸し付けるヤミ金融等の生活経済事犯のほか、廃棄物の不法投棄等の環境事犯を取り締まります。
- (2) ヤミ金融等に悪用される携帯電話や預貯金口座等の犯行ツール無力化対策を推進します。
- (3) 無許可営業や年少者雇用等の風俗事犯の取締りを強化します。



廃棄物の不法投棄



ゲーム機賭博の証拠品



商標法違反事件の証拠品

第4 交通事故から県民を守ります

1 運転者の交通安全意識を高める取組の推進

【警察】

- (1) 新幹線開業を見据えた広報啓発活動を推進します。
- (2) ドライバーに対して「運転に集中」を促すため、交通指導取締りや街頭監視等の交通街頭活動を推進します。
- (3) 横断歩行者妨害の取締りを推進し、歩行者保護意識の醸成を図ります。
- (4) 企業講習等において効果的なデジタル交通安全教育を推進します。

【県】

- (1) 毎月の「交通事故0（ゼロ）を目指す統一行動日」において、街頭啓発等の交通安全啓発活動を強化します。
- (2) 交通死亡事故が多発傾向にある10～12月に、「交通死亡事故防止対策集中運動」を展開します。
- (3) JAFと連携したVR動画を活用した啓発イベントの開催などにより、後部座席を含めたシートベルトの全席着用や、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。
- (4) 交通死亡事故の発生状況に応じた機動的な広報を実施します。
- (5) ながら運転の危険性などを周知することで、ドライバーのマナー向上を図ります。
- (6) パークアンドライド駐車場の活用等により、通勤時の自家用車（クルマ）の利用を控えるカーセーブ運動を推進します。
- (7) 事業者に対し、社用車に「横断歩道ストップ」のマグネットシートの貼付や従業員への啓発・教育の徹底を働きかけ、事業者と連携して、ドライバーの横断歩道における歩行者優先意識を徹底します。
- (8) 「子どもと高齢者を見かけたらスローダウン」県民運動を展開します。



新幹線開業を見据えた
広報啓発



広報啓発活動の実施



VR 体験イベント

2 飲酒運転の根絶等悪質・危険運転者対策の推進

【警察】

- (1) 飲酒運転、あおり運転、著しい速度超過等の悪質・危険な違反に重点を置いた取締りを推進します。
- (2) 飲酒運転に関する車両や酒類の提供罪、同乗罪を取り締まります。
- (3) 飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進します。
- (4) 危険運転致死傷罪等の適用による悪質・重大な交通事故事件捜査を推進します。



飲酒検問の実施



飲酒運転根絶に向けた
広報啓発



空陸一体となった
あおり運転の取締り

3 高齢運転者の交通事故防止対策の推進

【警察】

- (1) 運転技能自動評価システム（注）を活用した個々の運転者の特性を踏まえた安全運転指導を実施します。
- (2) 交通関係協力団体等との連携による戸別訪問や高齢者が多数集まる会合等での安全運転に向けたアドバイスを実施します。
- (3) 安全運転相談の充実や、公民館等における運転免許自主返納の出張窓口を開設する等、自主返納される方の利便性に配慮した行政手続きを推進します。
- (4) 「限定運転」の周知や、より実態に沿った講習とするなど高齢者講習の充実を図ります。

注：ドライバーの運転行動を車・頭・足に取り付けたセンサーとGPSでリアルタイムに計測し、コンピューターで具体的に運転技能を評価するシステムです。通称「オブジェ」

【県】

- (1) 「高齢免許返納者サポート制度」に賛同する事業者を増やすなど、制度を充実するほか、免許返納後の代替交通について周知するなど、運転に不安のある高齢者の免許返納を促進します。
- (2) 高齢者による安全運転サポート車の購入や安全装置の後付けをする高齢者を支援し、安全性の高い車の普及を促進します。
- (3) 自主返納に踏み切れない高齢運転者を対象に、運転する時間帯や場所等を限定するよう呼び掛けることで、安全運転を続ける限定運転者を増やします。
- (4) 民間企業と連携し、テレマティクスタグ（注）を活用した高齢運転者の安全運転診断を実施します。

注：車の運転データをリアルタイムに取得できる電子機器



運転技能自動評価システム
を活用した運転講習



運転免許自主返納の
出張窓口開設



高齢者宅の戸別訪問に
よる交通安全指導

4 自転車の安全利用に向けた取組の推進

【警察】

- (1) 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者に対する交通指導取締りを推進します。
- (2) 高齢者を対象とした交通安全教室の場において、安全な自転車利用に向けた教育を推進します。
- (3) 中高生に対して、自転車に関する基本的な交通ルールの周知を図るとともに「スケアード・ストレイト」教室（注1）の開催など効果的な取組を推進します。
- (4) 自転車乗車時の全年齢ヘルメット着用（注2）の周知を図ります。
- (5) 道路管理者と連携し、歩行者と自転車を適切に分離するための交通規制等を見直すなど、自転車通行空間の整備を推進します。

注1：事故現場を再現しながら恐怖を実感することで、事故につながる危険行動を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感してもらう教室です。

注2：令和5年4月1日より全ての年齢において自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となります。

【県】

- (1) 学校、自転車関係事業者と連携の上、「自転車安全利用五則」等を活用して、ヘルメットの着用や自転車の通行ルールの周知を推進します。
- (2) 保険事業者等と連携して自転車の損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。
- (3) 「福井バイコロジスト宣言」等による自転車イベント情報の発信や自転車の利用を推進します。
- (4) レンタサイクル事業者等と連携して、県外からの観光客の自転車安全利用を推進します。



自転車指導啓発重点地区
における交通指導取締り



高齢者対象の
自転車交通安全教育



スケアード・ストレイト
教室

5 歩行者の交通安全意識を高める取組の推進

【警察】

- (1) 幼児や児童に対する参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。
- (2) 高齢者に対する交通安全教室を公民館単位や老人会単位で幅広く開催します。
- (3) 「横断アクション・ペコリン運動」の周知等、広報啓発活動を推進します。
- (4) 関係団体・企業等と連携し、反射材シールの直接貼付活動などの反射材普及活動を推進します。

【県】

- (1) 高齢者交通安全教室等を行う講師のスキルアップや講義内容の標準化・充実化を図るとともに、受講者の裾野を広げ交通事故防止につなげます。
- (2) 日常で身に付けやすい反射材用品を直接配付するとともに、反射材を購入しやすい環境作りを事業者に働きかけ、反射材の着用を促進します。
- (3) 「反射材の日」などの啓発機会を活用し、反射材の効果の理解促進と着用定着を推進します。
- (4) 手上げ横断の有効性などを教育・啓発の機会を通じて周知し、歩行者の交通安全意識の高揚を図ります。



小中学生を対象とした
交通安全教室



高齢者を対象とした
交通安全教室



横断アクション・
ペコリン運動

6 通学路・生活道路等における安全な道路環境の整備

【警察】

- (1) 横断歩道などの交通安全施設の整備を強力に推進します。
- (2) ゾーン30プラス（注）等の整備により生活道路の速度抑制を図るなどの交通安全対策を推進します。
- (3) 可搬式速度違反自動取締装置を活用するなど、通学路や生活道路における交通指導取締りを強化します。
- (4) 学校、保育園・幼稚園、道路管理者等との合同による通学路や未就学児の移動経路等における交通安全対策を推進します。

注： 最高速度 30km/h の区域規制（ゾーン30）とハンプなどの物理的デバイスの組み合わせ（プラス）により、速度抑制及び抜け道として通行する車両の排除を図り、生活道路等における人優先の安全・安心な通行空間を整備する対策

【県】

- (1) 通勤・通学、買い物などの日常生活や地域間の交流・連携等に利用される幹線道路を整備し、道路ネットワークの充実を図るとともに、ゆとりを持って運転できる走行空間づくりを進めます。
- (2) 歩道整備や歩道拡幅による安全な歩行空間の整備など、人にやさしく、安全で安心して暮らせる環境・基盤づくりを進めます。
- (3) 自転車の利用が多い通学路や生活道路における「自転車安心通行帯」の整備を促進します。
- (4) 北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、来県する観光客が新幹線各駅から県内主要観光地に向かう道路を安心・快適に走行できるように、センターラインや外側線等の塗り替え、見通し確保のための防草対策を集中的に行います。



ゾーン30における
交通安全対策



可搬式速度違反自動取締装置
を活用した交通指導取締り



横断歩道の新設
(上：整備前 下：整備後)

第5 テロ、大規模災害等から県民を守ります

1 テロ等未然防止対策の推進

【警察】

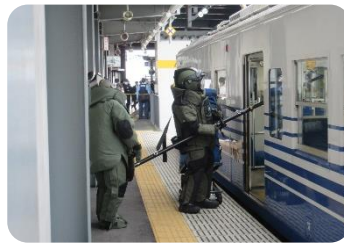
- (1) 原子力発電所などの重要な施設に対する警戒警備を強化するとともに、テロ対処能力の向上を図ります。
- (2) 新幹線などの公共交通機関や不特定多数の者が集まる大規模集客施設等に対する安全対策を徹底するとともに、イベントにより多数の者が集まる場所におけるドローン等の小型無人機や車両等を使用したテロの未然防止を進めます。
- (3) 関係機関、民間事業者、地域住民等との緊密な連携による爆発物原料対策、ホテル等の悪用防止対策などのテロ未然防止対策を推進します。
- (4) 拉致容疑事案等に対する捜査・調査を推進するとともに、沿岸警備協力会や関係機関と連携した沿岸線の警戒を強化します。

【県】

- (1) テロ事案等の発生に備え、迅速かつ的確な初動対応が実施できるよう、国や市町、防災関係機関と連携した図上訓練を実施します。



原子力施設の警戒警備



公共交通機関における
合同訓練



関係機関との
沿岸パトロール

2 大規模災害対策の推進

【警察】

- (1) 大規模災害に対処するため、危機管理態勢を不断に点検します。
- (2) 消防、自衛隊等の関係機関との合同訓練等による部隊の対処能力の向上を図ります。
- (3) 大規模災害に備え、要員確保や練度向上による初動態勢の強化と装備資機材の充実を図ります。

【県】

- (1) 地震や大雨などに備え、災害が発生する前段階で国や市町、防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な初動対応を実施します。



署警備本部設営訓



救出救助訓練



列車事故対処訓練

第6 サイバー犯罪から県民を守ります

1 サイバー空間の安全安心の確保に向けた取組の推進

【警察】

- (1) 民間の自主的な被害防止対策を促進するため、犯罪情勢に即した情報発信や注意喚起、関係機関・団体と連携したセミナーや講演等を実施します。
- (2) 被害の防止や規範意識の向上のため、サイバー防犯ボランティアと連携した若年層に対する広報啓発活動を実施します。
- (3) サイバーパトロールや警察安全相談等で把握した違法・有害情報に対しては、事件捜査のほか、事業者への削除依頼やSNS投稿者に対する個別警告等を推進します。

【県】

- (1) スマホを子どもに持たせる保護者に対して、フィルタリングの役割等を周知し、青少年をネット被害から防ぎます。(再掲)
- (2) 家庭でのスマートフォン等の活用方法や使い方のルール作りなどの必要性を学ぶ機会をつくり、安全なインターネット利用を促します。(再掲)
- (3) 保護者・青少年に対しインターネット上にある有害情報や大麻等の違法薬物等に関する注意喚起を行うなど、青少年を有害環境から守る対策を推進します。(再掲)



中学・高校生等に対する
サイバーセキュリティ講演



中小企業を対象とした
フォーラム



フィルタリング啓発

2 サイバー攻撃対策の推進

【警察】

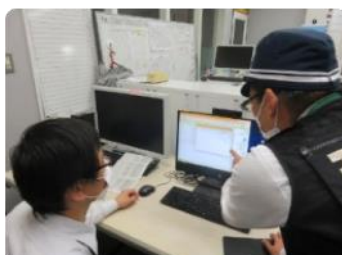
- (1) 重要インフラ事業者等で構成する「福井県サイバーテロ対策協議会」の枠組みを活用し、サイバー攻撃の脅威やサイバーセキュリティに関する情報共有や注意喚起を行います。
- (2) 重要インフラ事業者等と連携し、サイバー攻撃の発生を想定した実践的な共同対処訓練や立入検査を行います。
- (3) 24時間体制でサイバー攻撃の予兆や実態等を把握・分析している警察庁と連携し、分析結果を重要インフラ事業者等に情報提供します。

【県】

- (1) 県内企業・団体のシステム管理者を対象とした研修を実施し、県内企業にセキュリティ対策の重要性への気付きを促します。
- (2) 医療機関に対する実地調査などの医療監視制度を活用し、県内すべての病院のサイバーセキュリティ対策を推進します。



重要インフラ事業者との
情報共有



重要インフラ事業者との
共同対処訓練



重要インフラ事業者への
立入検査

3 サイバー犯罪の取締り

【警察】

- (1) 不正アクセス、コンピュータ・ウイルスを利用する等、悪質な犯罪を取り締まります。
- (2) 犯罪情勢の変化や新たな手口に的確に対応した取締りを行います。
- (3) サイバー犯罪捜査に関する対処能力を向上するため、専門的な知識・技能を有する捜査員を育成するなど、体制整備を進めます。

第7 治安基盤を強化します

1 初動警察活動、現場執行力の強化

【警察】

- (1) 通信指令機能の高度化と通信指令を担う人材を育成します。
- (2) 広域犯罪の増加に対応するため、現場を想定した実戦的な訓練や伝承教養の一層の推進により、若手警察官の早期戦力化と現場執行力の強化を図ります。
- (3) 県民の多様なニーズに応えるための女性の視点を生かした警察活動を推進します。
- (4) 治安上の課題や情勢の変化に対応した組織体制を強化します。
- (5) 採用募集活動の充実強化により優秀な人材を確保します。



通信指令・無線通話技能競技会



交番における実戦的な訓練



若手警察官に対する鑑識教養

2 捜査環境の変化への的確な対応

【警察】

- (1) 取調べの録音・録画をはじめとする新たな刑事司法制度に対応した適正な捜査を推進します。
- (2) DNA型鑑定、防犯カメラ画像や電磁的記録の解析など、客観証拠を重視した捜査を推進します。
- (3) 犯罪死の見逃し防止に向けた取組を推進します。



取調べの録音・録画研修



DNA型鑑定室



捜査員に対する検視研修

3 警察安全相談への対応の充実

【警察】

- (1) 犯罪被害の潜在化を防止するため、警察安全相談電話（#9110）や性犯罪被害相談電話（#8103）等の各種相談窓口を周知し、被害者等からの相談に24時間対応します。
- (2) 相談受理態勢を充実し、県民の立場に立った適切な対応を推進します。
- (3) 警察安全相談に関する研修会を開催するなど、相談対応を担う人材を育成します。
- (4) 様々な相談に適切に対応するため、関係機関・団体等との連携を推進します。

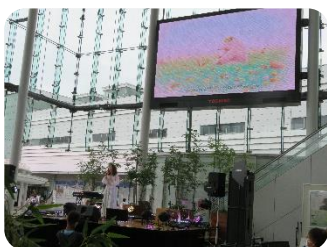
4 犯罪被害者支援の充実

【警察】

- (1) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、生活支援金の給付や、経済的負担の軽減に資する医療費などの公費負担制度の拡充・運用を図ります。
- (2) 精神的負担の軽減に配慮した被害者の心情・特性に応じた相談受理や事情聴取等を推進します。
- (3) 犯罪被害者の実態や支援活動などの情報発信・提供による、県民の理解の増進と地域ぐるみの総合的支援を推進します。

【県】

- (1) 市町や民間支援団体と連携した被害者対策を推進します。
- (2) 市町に犯罪被害者等支援の条例の制定等を働きかけ、県と市町が一体となったきめ細やかな犯罪被害者等支援を行います。
- (3) 福井被害者支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの相談窓口を周知し、被害者が安心して相談できる環境づくりを推進します。
- (4) 性暴力事案に対しては、性暴力救済センターふくい「ひなぎく」での24時間365日の相談体制に加え、専任職員配置や相談電話の通話料無料化など、被害者が相談しやすい環境を整備します。（再掲）
- (5) 専門的な研修会の開催など、被害者を支援する人材育成を推進します。



ふくい犯罪被害者支援のうた
完成記念イベント



犯罪被害者等支援条例
制定記念講演会



生命のメッセージ展

5 警察施設・装備の充実整備

【警察】

- (1) 地域の治安の要となる警察署や交番・駐在所等の警察施設を整備します。特に北陸新幹線の開業に伴う新幹線駅周辺エリアでの交番等や鉄道警察隊の事務所等の整備を推進するとともに、観光客の増加等を見据え大野警察署を整備します。
- (2) 信号機等の交通安全施設の着実な維持管理・更新に向けた取組を推進します。
- (3) 警察活動を支える装備の充実整備を図ります。



新大野警察署庁舎
(完成予想図)



交番・駐在所の整備



電動車（HV車等）
をはじめ警察車両の整備

6 DXによる業務効率化・高度化の推進

【警察】

- (1) 人的資源活用の最適化を図るため、DXをはじめとした先端技術等の整備・活用を促進し、デスクワークの省力化、ペーパーレス化等を進め、現場活動の強化を図ります。
- (2) パソコンやスマートフォン等の多様なデバイスを対象とした情報発信力の強化を図ります。
- (3) 情報通信基盤の整備やメンテナンスを行える専門的知識を有する人材の確保・育成を進め、県民の利便性の向上等を図ります。

IV 北陸新幹線福井・敦賀開業等を見据えた取組

県、県公安委員会及び警察では、「IV 基本目標に関する取組項目」に掲げる施策を実施する中で、北陸新幹線福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の延長に伴う交流人口や物流の増加等を見据えた取組を推進します。

【警察】

- (1) 新たに設置した地域機動警察隊による治安情勢の変化に応じたパトロールを推進するとともに、新幹線利用者の利便性の向上や鉄道における犯罪防止に向け、鉄道警察隊の人員を増強するなど体制を強化します。
- (2) 新幹線駅周辺等における、交番・駐在所の配置、体制等の見直しや必要に応じた建替え・再編整備を推進するとともに、観光客の増加等を見据え、大野警察署を地域の治安を守る拠点として整備します。（再掲）
- (3) 防犯情報等の広域的発信、自主防犯に役立つ緊急発信機能や防犯活動への参画を促進する防犯活動の記録機能等を備えた「県警アプリ」を開発・運用し、県民の防犯力の向上を図ります。（再掲）
- (4) 繁華街の安全・安心の確保に向けた総合対策を推進します。
- (5) 捜査支援システムの整備・活用や他の都道府県警察との連携により広域犯罪を取り締まります。（再掲）
- (6) 新幹線などの公共交通機関や不特定多数の者が集まる大規模集客施設等に対する安全対策を徹底するとともに、イベントにより多数の者が集まる場所におけるドローン等の小型無人機や車両を使用したテロの未然防止を進めます。（再掲）
- (7) 「新幹線開業に向けた良好な交通環境づくりプロジェクト」を策定し、交流人口等の増加に伴う影響分析に基づく、交通指導取締りや交通安全施設の整備を進め、交通事故防止を図ります。



地域機動警察隊
発足式



鉄道警察隊の体制強化



新大野警察署庁舎
(完成予想図)

【県】

- (1) 地域の自主防犯力を高めて犯罪を防止するため、防犯カメラ等の防犯インフラの整備を支援します。(再掲)
- (2) レンタサイクル事業者等と連携して、県外からの観光客の自転車安全利用を推進します。(再掲)
- (3) 来県する観光客が新幹線各駅から県内主要観光地に向かう道路を安心・快適に走行できるよう、センターラインや外側線等の塗り替え、見通し確保のための防草対策を集中的に行います。(再掲)
- (4) 通勤・通学、買い物などの日常生活や、地域間の交流・連携等に利用される幹線道路を整備し、道路ネットワークの充実を図るとともに、ゆとりを持って運転できる走行空間づくりを進めます。(再掲)



中部縦貫道
ハイウェイウォーク

V 統計資料（令和4年）

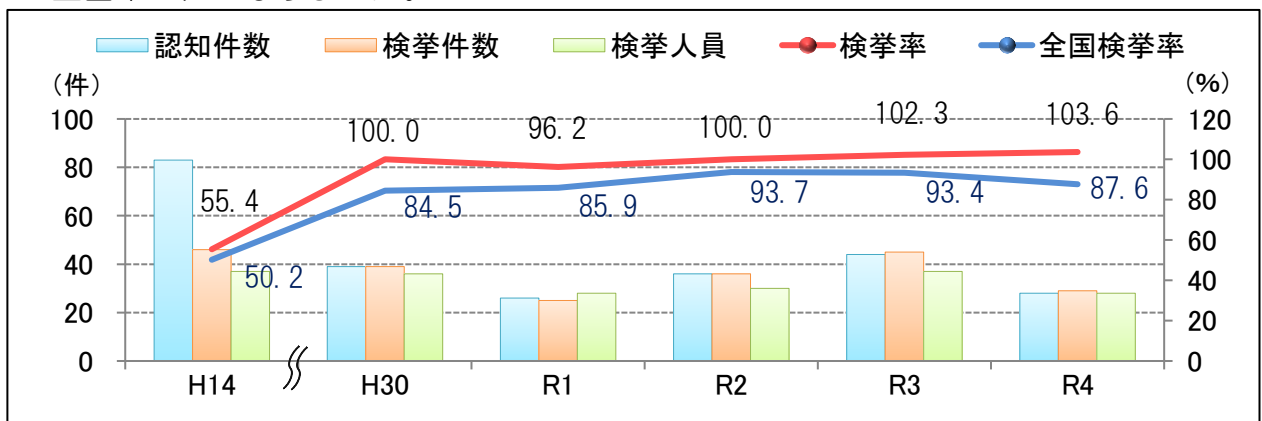
1 刑法犯の認知・検挙状況

令和4年の刑法犯認知件数は2,664件で、前年より50件（1.8%）減少し、戦後最少を更新しました。また、検挙率は67.5%で、前年より10.6ポイント下降しましたが、全国第5位の高水準を維持しました。

		H14	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯	認知件数(件)	13,884	3,197	3,132	2,764	2,714	2,664
	検挙件数(件)	4,191	1,786	2,023	1,960	2,119	1,799
	検挙人員(人)	2,415	1,117	1,291	1,263	1,100	1,051

2 重要犯罪の認知・検挙状況

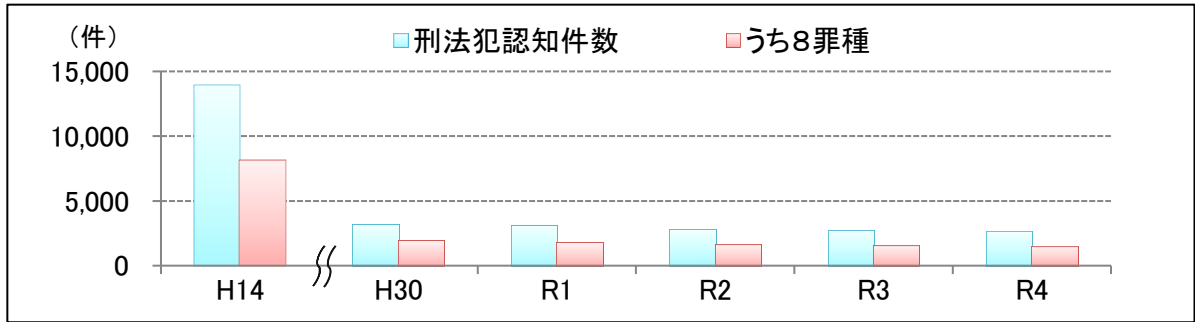
令和4年の重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐および強制わいせつ）の認知件数は28件で、前年より16件（36.4%）減少しました。検挙率は103.6%で全国第2位となりました。



		H14	H30	R1	R2	R3	R4
重要犯罪	認知件数(件)	83	39	26	36	44	28
	検挙件数(件)	46	39	25	36	45	29
	検挙人員(人)	37	36	28	30	37	28

3 防止重点8罪種の認知状況

令和4年の防止重点8罪種の認知件数は1,454件で、前年より95件(6.1%)減少しました。



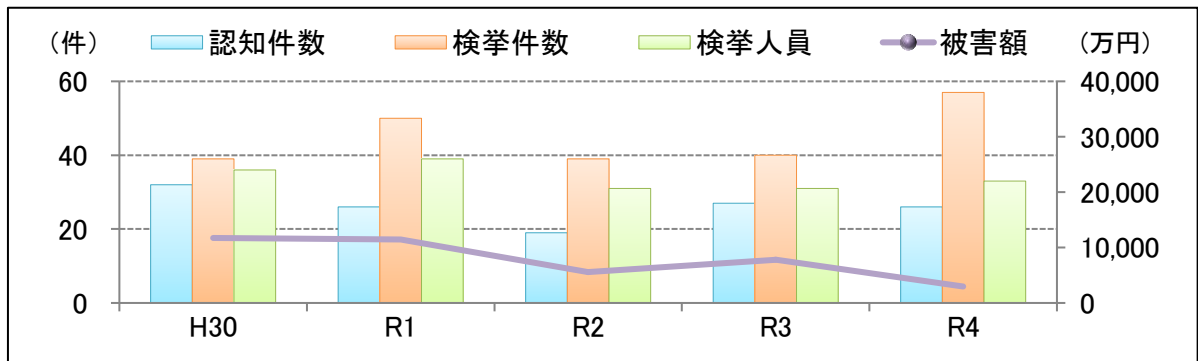
8罪種		H14	H30	R1	R2	R3	R4
県民の身近で多く発生する犯罪	車上ねらい	2,416	277	147	189	123	160
	自転車盗	2,341	487	477	307	293	310
	万引き	1,320	516	516	543	443	562
	置き引き	348	205	217	143	114	142
	器物損壊	904	335	261	238	220	156
住宅等への侵入犯罪	空き巣	460	63	79	60	53	43
	忍込み	132	38	58	46	252	20
	住居侵入	188	45	62	72	51	61
合計		8,109	1,966	1,817	1,598	1,549	1,454

(単位:件)

4 特殊詐欺の認知状況

令和4年の特殊詐欺の認知件数は26件で、前年より1件(3.7%)減少、被害額は約2,966万円で、前年より約4,823万円(61.9%)減少しました。

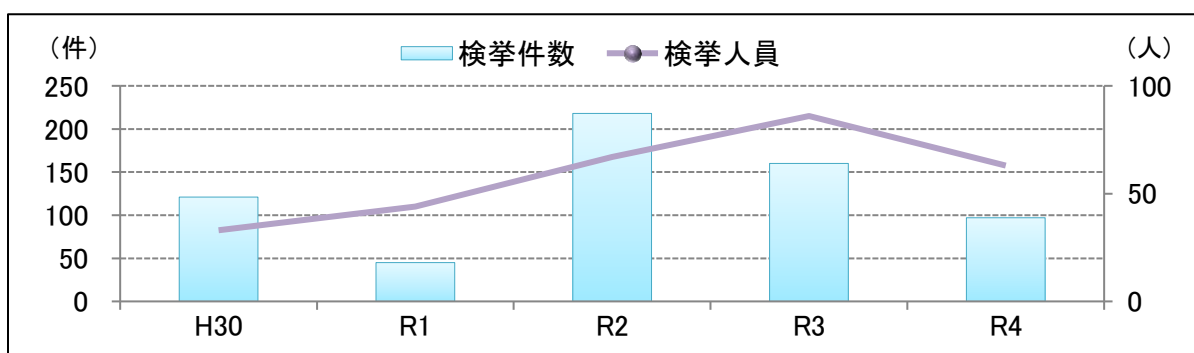
検挙件数は57件で、前年より17件(42.5%)増加し、検挙人員は33人で、前年より2人(6.5%)増加しました。



	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数 (件)	32	26	19	27	26
高齢者被害	16	19	14	25	19
全体に対する割合 (%)	50.0	73.1	73.7	92.6	73.1
被害総額 (万円)	11,729	11,468	5,576	7,789	2,966
検挙件数 (件)	39	50	39	40	57
検挙人員 (人)	36	39	31	31	33

5 来日外国人犯罪の検挙状況

令和4年の来日外国人による犯罪の検挙件数・人員は97件・63人で、前年より63件(39.4%)・23人(26.7%)減少しました。



	H30	R1	R2	R3	R4
検挙件数 (件)	121	45	218	160	97
刑法犯	110	39	193	125	66
特別法犯	11	6	25	35	31
検挙人員 (人)	33	44	67	86	63
刑法犯	25	38	50	59	36
特別法犯	8	6	17	27	27

6 子どもに対する声掛け事案等の現状

令和4年の子どもに対する声掛け、つきまとい事案等の相談等件数は153件で、前年より65件(29.8%)減少しました。また、性犯罪等の未然防止・拡大防止のための先制・予防的活動は、検挙が16件で、指導・警告が69件でした。

(子どもに対する声掛け事案等の相談状況)

	H30	R1	R2	R3	R4
小学生以下	95	114	91	100	55
中学生	47	49	56	55	41
高校生	89	81	64	60	56
その他	4	4	8	3	1
合計	235	248	219	218	153

(単位：件)

(子どもへの声掛け事案等への対応)

	H30	R1	R2	R3	R4
検挙	24	40	27	22	16
指導・警告	68	72	69	83	69
合計	92	112	96	105	85

(単位：件)

※ 検挙には、公然わいせつや強制わいせつ等の性犯罪を含みます。

7 児童虐待事案の現状

令和4年の児童虐待事案の認知対応件数は521件で、前年より26件（4.8%）減少しました。また、児童通告人員数が539人で、中でも心理的虐待が464人で最も多く、検挙件数は17件でした。

	H30	R1	R2	R3	R4
認知対応件数(件)	193	372	555	547	521
児童通告人員数(人)	238	418	678	608	539
身体的	29	46	73	60	59
性的	0	0	4	4	0
ネグレクト	33	28	31	26	16
心理的	176	344	570	518	464
うち面前提	159	295	436	346	333
検挙件数(件)	16	47	59	33	17

8 女性が被害者となる犯罪等の現状

令和4年の女性が被害者となる犯罪の認知件数は160件で、前年より28件（14.9%）減少し、検挙件数は160件で、前年より32件（16.7%）減少しました。また、ストーカー事案の相談等件数は122件で、前年より8件（6.2%）減少し、DV事案の相談等件数は190件で、前年より46件（19.5%）減少しました。

（女性が被害者となる犯罪の認知・検挙状況）

※ 県警察では、強制性交等や強制わいせつ等のうち、女性を狙った犯罪を「女性が被害者となる犯罪」として独自に統計を取っています。

	H30		R1		R2		R3		R4	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
強制性交等	7	7	2	2	7	7	13	13	7	7
強制わいせつ	12	12	11	11	18	18	22	22	11	12
略取誘拐・人身売買	2	2	0	0	1	1	2	2	1	1
暴行	103	97	161	155	155	155	117	118	117	116
傷害	36	35	64	65	60	54	34	37	24	24
合計	160	153	238	233	241	235	188	192	160	160

（単位：件）

（ストーカー事案の相談等、検挙、禁止命令・警告件数）

	H30	R1	R2	R3	R4
相談等	74	121	157	130	122
検挙	8	23	41	37	20
禁止命令・警告	27	49	64	64	42

（単位：件）

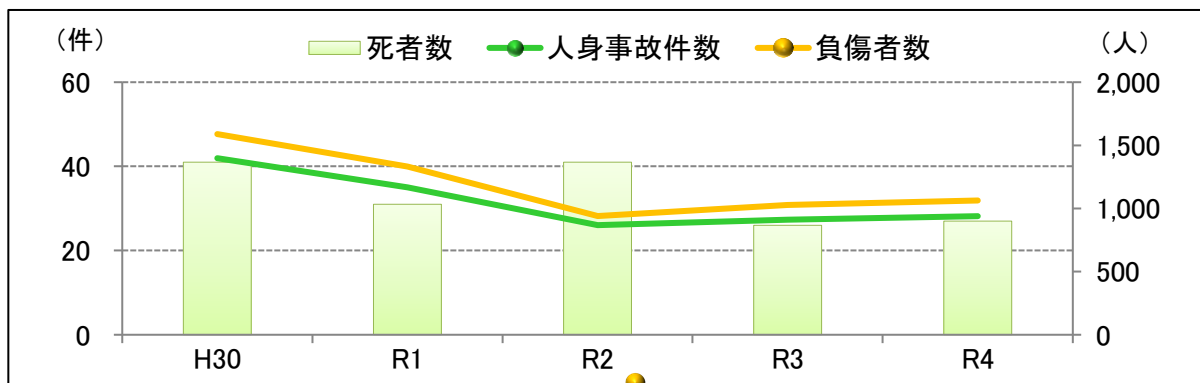
（DV事案の相談等、検挙・保護命令件数）

	H30	R1	R2	R3	R4
相談等	187	237	269	236	190
検挙	99	144	142	99	80
保護命令	9	7	14	9	3

（単位：件）

9 交通事故の発生状況

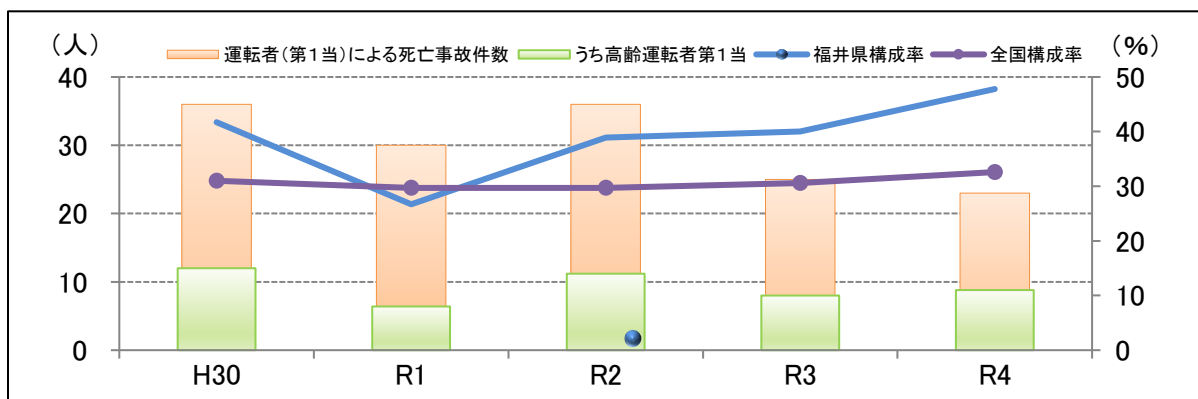
令和4年の交通事故死者数は27人で、前年より1人(3.8%)増加しました。人身事故件数は939件で、前年より27件(3.0%)増加し、負傷者数は1,063人で、前年より34人(3.3%)増加しました。人身事故件数および負傷者数ともに令和3年以降2年連続で増加しました。



	H30	R1	R2	R3	R4
交通事故死者数(人)	41	31	41	26	27
人身事故件数(件)	1,398	1,168	868	912	939
負傷者数(人)	1,589	1,333	940	1,029	1,063

10 高齢運転者が第1当事者となる死亡事故の現状

令和4年の交通死亡事故のうち、65歳以上の高齢運転者が第1当事者(原付以上)となる事故は11件で、前年より1件(10.0%)増加し、全死亡事故数に占める高齢運転者第1当の割合は47.8%で、全国平均(32.6%)を上回りました。



	H30	R1	R2	R3	R4
運転者(第1当)による死亡事故件数(件)(注)	36	30	36	25	23
うち高齢運転者第1当(人)	15	8	14	10	11
福井県構成率(%)	41.7	26.7	38.9	40.0	47.8
全国構成率(%)	31.0	29.7	29.7	30.6	32.6

注：自動車又は原動機付自転車の運転者が第1当事者となる死亡事故件数

11 サイバー犯罪等の相談受案件数等

令和4年のサイバー犯罪等の相談受案件数は 2,142 件で、前年より 241 件（12.7%）増加し、このうち、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスに関する相談が 406 件で前年より 167 件（69.9%）増加、迷惑メールに関する相談が 242 件で前年より 120 件（98.4%）増加しました。また、サイバー犯罪の検挙件数は 67 件で、前年より 9 件（15.5%）増加しました。

（サイバー犯罪等の相談受案件数）

	H30	R1	R2	R3	R4
悪質・悪質商法 (インターネット・オークション関係を除く。)	685	634	775	944	934
インターネット・オークション	79	38	35	52	22
違法・有害情報	55	35	26	98	58
名誉毀損・誹謗中傷	86	66	106	118	89
不正アクセス、コンピュータ・ウイルス	86	97	147	239	406
迷惑メール	219	170	195	122	242
その他	190	164	253	328	391
合計	1,400	1,204	1,537	1,901	2,142

（単位：件）

（サイバー犯罪の検挙状況）

	H30	R1	R2	R3	R4
不正アクセス禁止法違反	0	8	6	2	3
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪(合計)	9	3	3	4	12
電子計算機使用詐欺	0	3	0	1	12
電磁的記録不正作出・毀棄	9	0	0	0	0
支払用カード電磁的記録不正作出等	0	0	0	2	0
不正指令電磁的記録作成・取得等	0	0	3	1	0
ネットワーク利用犯罪(合計)	24	29	65	52	52
詐欺	0	5	21	13	24
児童買春・児童ポルノ法違反	10	13	2	3	3
福井県青少年愛護条例違反	4	1	2	4	3
わいせつ物頒布等	2	2	1	4	0
著作権法違反	0	0	0	0	0
商標法違反	0	1	2	0	1
脅迫	1	2	5	3	2
名誉毀損	1	2	5	1	4
その他	6	3	27	24	15
合計	33	40	74	58	67

（単位：件）